

交際費等にならない費用

Q : 交際費は原則として損金算入できないと聞きましたが、交際費にならない費用ってあるのですか？

A : 飲食交際費で1人当たり5千円以下の費用、その他一定のものは交際費等から除かれるとされています。

【解説】

交際費等は、法人税では、原則損金不算入、期末資本金が1億円以下の中小企業については、一定の損金算入限度額が設けられており、一部損金算入が認められています。

ただし、交際費等には、慣行的なものや制度的な要請から、次のような費用は、含めなくてよいこととされています。

- ① 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用(慰安旅行等)
- ② 飲食その他これに類する行為のために要する費用で、1人当たり5,000円以下の費用(飲食交際費)
- ③ カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用(広告用の粗品等)
- ④ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用(会議費)
- ⑤ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会、その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用(取材打ち合わせ費用)

